

引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税等引上げ分の地方消費税収(地方消費税交付金を含む。)については「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるもの」と「地方税法」上明記されています。

令和8年度かすみがうら市一般会計当初予算

【歳入】

(単位 千円)

科目	予算額	うち社会保障施策に要する経費へ 充当すべき額
地方消費税交付金	1,115,320	629,348

【歳出】

(単位 千円)

分野	科目	事業名	予算額	財源内訳		
				特定財源	一般財源	うち引き上げ分の地方消費税
社会福祉	民生費-社会福祉費-障害者福祉費	障害者自立支援に要する経費	1,603,093	1,199,366	403,727	346,127
	民生費-社会福祉費-障害者福祉費	障害者地域生活支援に要する経費	38,969	9,790	29,179	25,016
	民生費-社会福祉費-老人福祉費	要援護高齢者等対策に要する経費	33,034	5,142	27,892	23,913
	民生費-児童福祉費-児童福祉総務費	家庭児童相談に要する経費	11,222	6,258	4,964	4,256
保健衛生	民生費-社会福祉費-医療福祉費	医療福祉に要する経費(市単独)	83,466	0	83,466	71,558
	衛生費-保健衛生費-母子保健事業費	母子保健に要する経費	43,446	9,165	34,281	29,390
	衛生費-保健衛生費-母子保健事業費	不妊治療費助成に要する経費	430	80	350	300
	衛生費-保健衛生費-保健事業費	各種検診に要する経費	33,052	599	32,453	27,823
	衛生費-保健衛生費-予防費	法定予防接種に要する経費	112,708	0	112,708	96,628
	衛生費-保健衛生費-予防費	任意予防接種に要する経費	5,059	0	5,059	4,337